

カーボン・オフセット認証制度への申請に係る申請事業者による文書への押印について

2009年12月25日

気候変動対策認証センター
社団法人 海外環境協力センター内

カーボン・オフセット認証制度への案件申請にあたって、以下の箇所に押印が必要となります。

①□文書名：カーボン・オフセット認証制度利用に伴う誓約書

必要な印鑑の種類： 事業者名の入った印鑑（印鑑登録の有無は問いません）

説明：カーボン・オフセット認証制度に申請する前提条件として、事業者は、環境省の制定した「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」に準拠した取組を行うことにつき、認証センターへのカーボン・オフセット認証申請に伴い、気候変動対策認証センター（以下、「認証センター」という）参加者登録を行う必要があります。

当該誓約書は、この制度参加者登録を行った事業者（以下制度参加者）と、認証センターにとの関係を規定する「**カーボン・オフセット認証制度利用約款**」の内容について、**制度参加者の合意を示す押印**となります。よって個人名の印鑑では受付することができません。

②文書名：申請書 ver.1.0（申請時）（表紙）

必要な印鑑の種類：制度参加者名の入った印鑑（印鑑登録の有無は問いません）、及び担当者の個人名の印鑑

説明：制度参加者登録を行った後、個別の案件につき、**制度参加者が、認証センターに対して当該案件の申請についての意思を表示する押印**となります。よって、個人名の印鑑のみでは受付することができません。

なお、担当者の個人名の印鑑は、下記③の申請書最終版において、制度参加者名の入った印鑑の押印を省略することを希望する場合に押印してください。

③文書名：申請書 最終版（認証時）（表紙）

必要な印鑑の種類：制度参加者名の入った印鑑（あるいは②で使用した担当者の個人名の印鑑）

説明：申請された案件は、上記利用約款の合意に基づき、カーボン・オフセット認証制度実施規則第16条に定める予備審査、同第17条に定める本審査が実施されます。②の申請書 ver.1.0は、審査の結果、申請内容を修正する可能性があります。従い、**申請書最終版への印は、制度参加者が認証を受けた最終版の内容を確認し、その内容を履行する意思を表示する押印**になります。こちらの印鑑は②の申請時に表紙に押印した担当者の印のみでも結構です。